

非暴力と反軍の九条

(2)

古沢 宣慶

九条は、安保・自衛隊と共存するものであってはならない。かつてのベ平連は、安保廃棄をかけた、市民運動の原則を堅持しながら、自衛隊解体を志向する小西反軍裁判運動に関わってきた。

『ベ平連ニュース』終刊号は、1974年3月1日の発行である。10の運動体が「ひとつの終わりを出発点として」というアピールをのせている。その中の一つが「小西反軍裁判」で、故庄司洸が書いている。

庄司は、市民運動としてのベ平連の立場を貫徹するために大変な苦勞をした。そのことのために、彼は命を縮めてしまったのではないかと、私たち友人一同は思っている。その苦闘を、追悼文集『シンハをもう一杯』収録



の野村彰の証言で知ることができる。「角南主任弁護人をはじめとする弁護団と支援グループを繋ぐ重要なパイプ役をつとめ、さらに全国から乗り込んでくる色とりどりのヘル

メット部隊を含む集会の司会を、ほとんど即席でやってのける。わたしたちには到底考えられないことばかりでした。とくにわたしは庄司さんに感動したのは、あの喧噪をきわめた集会（それは多く、新潟大学医学部の大講堂で行われました）の壇上から、必死になって「冷静な対応」を呼びかけていたあの姿でした。ほとんどことばがことばとして通用しないあの雰囲気の中で、なおかつことばをことばとして通用させようとする庄司さんの絶望的な姿に、わたしは言い様のない感動を覚えたものでした。」

この庄司洸の苦闘を間近で見ていた私たちは、市民運動の立場を固持する反軍運動を止めることはないし、止めるわけにはいかない。もう一つ、「兵隊さんグループ」が「暮しに根づく自衛隊——だれにでもできる運動から」というアピールをのせている。これは小西反軍裁判支援の民衆弁護人運動から生まれたもので、前者と比べると、全く有名ではない20代前半の若者中心のグループである。（今はみんな60代になってしまっている。）自衛隊の動きを調査、監視し、自衛隊の国民への浸透を許さない活動を目指した。この「だれでもできる（はずの）運動」を、いわゆる「市民」

が本気になって実践したならば、多少の「九条実現」は可能だったかも知れない。しかし、そのような地道な運動に関わろうとする「市民」は出現しなかった。

73年に「自衛隊違憲」の長沼一審判決、75年小西一審無罪判決、サイゴン陥落によるアメリカの完全なる敗北という事態にもかかわらず、あるいはそうだったからか、反戦・反軍運動は急速に盛り上がりを欠くようになり、80年代の反核フィーバーにいたる。今思うと、この時すでに「九条を守る」運動の主流は、安保・自衛隊と共存するようになっていったのだ。ベ平連と小西反軍との関わりも、「市民たち」の運動の傍流となり、やがて忘れられて行った。

小西反軍裁判は、小西誠三等空曹が航空自衛隊佐渡レーダー基地で行った反乱に始まる。宮崎県の貧農の四男に生まれた小西は、月百円の給食代が払えなくて、学校の裏山で一人空腹に耐えるような生活だった。だから自衛隊は、金が貰えてまともな食事ができて勉強ができて、エリート・コースに乗ることができる、差別と貧困からの解放の場であった。貧しさの故にあえて「軍人」の道を選んだ者たちにとっては、都会人の「平和」運動など金持ちのお遊びにしか見えなかったようだ。そのような運動がもし体制を脅かすことがあれば、命令一下、彼らはためらいもなく銃の引き金を引いただろう。

にもかかわらず、小西は現実の治安出動訓練に直面する中で「反軍兵士」となり、訓練拒否を隊内の同僚に訴えた。

「兄弟よ、誰に銃をむけるのか!」と。この「兄弟」を、日本国憲法前文の「平和を愛する諸国民」と解するならば、銃を向ける相手などこの世に一人もいない。軍隊は必要でなくなる。戦争は決して起こらない。そして、九条二項の「戦力不保持」の規定こそ、もっとも現実的なものだということが、だれの目にも明らかになる。

小西は、「アンチ安保」と題したビラを印刷して隊内に貼り付け掲示したり、バス座席に差し込んだりした上で、69年10月18日、「治安出動訓練」への参加を拒否した。これらの行為が「怠業のせん動」にあたるとして、小

故庄司洗氏 新潟地裁にて75年2月(「シンハをもう一杯」より)



西は逮捕、起訴された。

この一件は極秘裡に処理されてしまっており、新潟日報の記者のスクープによって明

るみに出され、ベ平連が積極的に関与することになる、小西反軍裁判運動が始まった。

『アンチ安保』1号は、民主主義の原則を次のように述べる。

「アメリカ憲法修正第二条は『規律ある民兵は自由な国家の安全にとつて必要である。依つて人民が武器を保有し、武装する権利はこれを侵してはならない』と規定され、又スイス憲法も同様である。さらにフランス国歌『ラ・マルセーユズ』も『国民よ武器をとれ』とうたっている。

この事実の示すように民主主義の本質、民主権とは、人民が武器を保有し、武装する権利なのである。このことはすなわち、政府の権力の機関の武装は悪であり、人民の武装は正当であることを示し、さらに民主権とは人民の政府への武装による『抵抗権』を現わしているのである。」

私は非暴力原理主義者だから、「人民武装」には組みしない。また、井上達夫は「九条削除論——憲法論議の欺瞞を断つ」(『論座』編集部編『リベラルからの反撃』所収)という刺激的な題名の論文において、非暴力抵抗思想を高く評価する一方で、「常備軍に編入されていない人民自身が自ら主体的に武器をとつて戦うパルチザン的な武装抵抗」論は、「思想的整合性をもつとは思えない」と批判している。

『アンチ安保』3号には、人類普遍の原理

を示した一文がある。

「国家つて何だ。政府つて何だ。自衛隊つて何だ? かれらは『命令は絶対だ』と命を命つて何だ。命令なら人を殺してもいいのか。命令なら何をしてもいいのか。

いったい我々は何だ。犬か、ロボットか機械か? 極東軍事裁判においては上官の命令により捕虜を殺した軍人は処刑された。

すなわち何よりも必要なのは良心なのである。何よりも重要なのは『自分は個人はどうするか』ということなのである。」

近年の憲法解釈や立憲主義論、法哲学や政治哲学では、「人間の尊厳」という語がキーワードになっていく。しかし、学者たちが頭だけで使う言葉にはパワーがない。それに対し、小西が隊内反乱で用いた「何よりも必要なのは良心」という一句には、体を張った思いがこもっている。

75年2月の一審無罪判決の後の、雪中の新潟市街デモは、今でも深い思い出となっている。77年に控訴審で破棄差し戻しとなり、81年に無罪が確定した。「せん動」に実効性がなかったという判決は、反軍運動の対兵士工作の失敗を意味するものだから、喜ぶことはできない。しかし、上官の命令を拒否した兵士が無罪放免になったということは、九条下ならでこそその快挙と言えるのではないか。

(ふるさわ・せんけい/日蓮宗浄鏡寺住職)
 ※「非暴力と反軍の九条」(1)は136号に掲載